

工事検査時の注意・確認事項等について

令和6年4月

総務部検査室

本市発注工事の適正な施工及び一層の品質向上を図るため、工事検査時に見受けられた注意事項等を踏まえ、確認事項を下記に掲載しましたので、今後の施工管理、工事書類の作成及び受検時等の参考にして下さい。

土木工事

1) 契約関係等の書類

(施工体制)

- 工事請負契約約款、仕様書等の内容を十分に理解しているか。
- 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で作成しているか。
- 現場状況を十分に把握し、下請け業者任せにしない現場代理人等を配置しているか。
- 検査員からの質問に対し、的確に回答できる主任技術者を配置しているか。
- 下請負工事完成後、引き取り（完成）検査をしているか。

(施工計画書)

- 契約後、図面と現場の不一致や図面と仕様書などに誤りがないか速やかに設計図書の照査をしているか。
- 所定の項目が記載されているとともに、契約図書の内容及び現場条件を反映したものとなっているか。（出来形管理及び品質管理の管理項目等が漏れていないか。）
- 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出しているか。
- 工期等の変更があった場合は、速やかに施工計画書の計画工程表を変更しているか。
- 建設廃棄物処理委託契約の内容について、収集運搬業者・処分業者の取扱い品目が許可書等で確認されているか。（石綿、水銀、PCB等）

2) 施工管理・出来形管理・品質管理

(工程管理)

- 全体工程管理は、適切に行われているか。

(工事写真)

- 完成後に不可視となる部分の施工状況、出来形が写真で確認できるか。
- 重要箇所の撮影がわかりやすく整理されているか。

(出来形管理)

- 当該工事に必要な出来形管理が漏れなく実施されているか。
- 管理書類は、過不足なく作成されているか。

(品質管理)

- 施工計画書に基づき、必要な品質管理が漏れなく実施されているか。

(安全管理)

- 施工計画書に記載された安全管理について適切に実施しているか。
- 危険予知等の書類を作成しているか。

(建設副産物)

- 建設廃棄物が適正に処理されているか。
- 産業廃棄物収集運搬している旨の表示(両側面)のある車両を使用しているか。

3) 現場

- 工事標示板、保安施設、施工体系図、建設業許可票等を適切に設置しているか。
- 構造物に欠損、傷及びクラック等はないか。
- 使用目的・使用者の安全に配慮されているか。
- 使い勝手や作動状態に不具合はないか。
- 維持管理を考慮した施工になっているか。